

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成18年
7月11日
(火曜日)

目次

告示

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正(環境政策課).....一

土地改良事業施行の同意(農村整備課).....一

家畜伝染病の発生届出(畜産振興課).....一

道路の区域の変更(道路整備課).....一

道路の供用の開始(道路整備課).....二

柳井南町土地区画整理事業の施行認可(都市計画課).....二

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....三

一般競争入札の実施(環境政策課).....三

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課).....四

大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出(商政課).....五

土地改良区役員届出(農村整備課).....六

電線共同溝を整備すべき道路の指定(道路整備課).....六

山口県告示第三百八十五号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十八年山口県告示第六十二号)の一部を次のように改正する。



平成十八年七月十一日

山口県知事 二井 関成

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「ネットワークパソコン」を「ネットワークパソコン 大気環境監視システム」に改める。

山口県告示第三百八十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第一項の規定により、市町が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。

平成十八年七月十一日

山口県知事 二井 関成

市町名	施行地区	事業の種類	同意年月日
長門市	河原地区	用排水施設の改修	平成一八、六、三〇

山口県告示第三百八十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜伝染病が次のとおり発生した旨の届出があった。

平成十八年七月十一日

山口県知事 二井 関成

病名	種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭数	発生場所	発生年月日
ヨ一ネ病	牛(ホルスタイン)	患畜	一	美祢市西厚保町原二三	平成一八、七、三六

山口県告示第三百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十八年七月十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年七月十一日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 一般国道
路線名 三七六号
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備考
山口市仁保中郷字東坂本一六九五の 一地从先から 同市仁保中郷 同字八七七の三五地 先まで		新 旧	最狭 一四・八 最狭 五〇・二 最狭 七一・五	六〇五・〇 六〇五・〇 六〇五・〇	道路改良工事の 完了による。

道路の種類 県道
路線名 岩国玖珂線
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備考
岩国市柱野字古屋敷六二六の一地先 から 同市柱野字田の迫六三二地先まで		新 旧	最狭 二二・五 最狭 四一・二 最狭 四二・五	七一・七 七一・七 七一・七	道路改良工事の 完了による。

道路の種類 県道
路線名 山陽豊田線
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備考
美祢市西厚保町原字宮脇一六五五の 一地从先から 同市西厚保町原 同字一六七〇の 一 地先まで		新 旧	最狭 二〇・六 最狭 二〇・六 最狭 四一・八	三四九・〇 三四九・〇 三四九・〇	道路改良工事の 完了による。

山口県告示第三百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成十八年七月十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年七月十一日

山口県知事 二井 関成

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 三七六号	山口市仁保中郷字東坂本一六九五の一地先から 同市仁保中郷 同字八七七の三五地先まで	平成十八年七月十 二日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 岩国玖珂線	岩国市柱野字古屋敷六二六の一地先から 同市柱野字田の迫六三二地先まで	平成十八年七月十 二日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 山陽豊田線	美祢市西厚保町原字宮脇一六五五の一地先から 同市西厚保町原 同字一六七〇の一地先まで	平成十八年七月十 二日

山口県告示第三百九十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項の規定に基づき、柳井南町土地区画整理事業の施行を次のとおり認可した。

平成十八年七月十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 土地区画整理事業の名称
柳井南町土地区画整理事業

二 施行地区

柳井市南町二丁目の一部

事務所所在地

柳井市中央三丁目一六番一号

四 施行認可の年月日

平成十八年七月十一日

五 施行者の名称及び主たる事務所の所在地

山口県信用農業協同組合 山口市小郡下郷二二三九

連合会

全国農業協同組合連合会 東京都千代田区大手町一丁目八番三号

六 事業施行期間

平成十八年七月十一日から平成十九年三月三十一日まで

七 事業年度

平成十八年七月十一日から平成十九年三月三十一日まで

八 公告の方法

事務所及び現地に掲示する。



(三七四) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年八月二十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年七月十一日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成十八年六月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 サポートゆづ

代表者の氏名 福村 数秀

主たる事務所の所在地 岩国市由宇町六八二番地一

三 定款に記載された目的

支援及び介護を必要とする人に対して、適切な支援及び介護が受けられるようにサービスの質的向上に努め、安心して利用することができる介護サービスに関する事業を行い、利用者本位でのサービスの選択肢を広げることにより、社会福祉の向上に寄与すること。

(三七五) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十八年七月十一日

山口県知事 二井 関成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

(一) 物品の名称及び数量

大気環境監視システム 一式

(二) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十九年二月二十八日

(四) 納入場所

山口県環境保健研究センターほか三十八箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並

- びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成十七年山口県告示第三百七十六号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成十八年山口県告示第六十二号）に基づき資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
- 三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県環境生活部環境政策課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
山口県環境生活部環境政策課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
（一）記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- （二）提出場所
山口県環境生活部環境政策課
- （三）受領期限
平成十八年八月二十三日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、平成十八年八月二十四日午前十一時）
- 六 入札を執行する場所及び日時
（一）場所
山口市滝町一番一号 山口県庁本館棟九階管理室九〇一号
（二）日時
平成十八年八月二十四日午前十一時
- 七 入札保証金
免除する。
- 八 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
（一）入札参加資格のない者がした入札
（二）記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札
（三）（一）及び（二）に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法

- 山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）（第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
（一）契約担当者
山口県知事 二井 関成
（二）契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
（三）契約書の作成の要否
要
（四）契約保証金
免除する。
- （五）この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県出納局物品管理課に申請書を提出すること。
- （六）詳細については、山口県環境生活部環境政策課（電話〇八三一九三三一二〇三四）に問い合わせること。
- 十一 Summary
（1） Branch office in charge of contract: Environmental Policy Division, Environment & Living Department, Yamaguchi Prefectural Government
（2） Nature and Quantity of the products to be purchased: A set of Atmospheric Environment Observation system
（3） Delivery period: February 28, 2007
（4） Delivery place: Yamaguchi Prefectural Research Institute of Public Health and 38 other places
（5） Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Environmental Policy Division, Environment & Living Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takinachi Yamaguchi-shi (TEL 083-933-3034)
（6） Time-limit for tender: 5:15 P.M August 23, 2006
(In case of bringing a tender: 11:00 A.M August 24, 2006)
- （三七六）大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十八年七月十一日から同年十一月十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年七月十一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグコスモス柳井店

所在地 柳井市古開作四三〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 大和情報サービス株式会社 住所 東京都台東区上野七丁目一四番四号 代表者の氏名 坂倉 正宏

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 株式会社コスモス薬品 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 代表者の氏名 宇野 正晃

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年三月一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、二一〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

五〇台

(二) 駐車場の収容台数

三六台

(三) 荷さばき施設の面積

四四平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

一四立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称 株式会社コスモス薬品 開店時刻 午前一〇時 閉店時刻 午後八時三〇分

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前一〇時 午後八時三〇分

午前九時三十分から午後九時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成十八年六月二十九日

(三七七) 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十八年七月十一日から同年十一月十三日までの間、山口県商工労働部商政課並びに下関市観光産業部商工振興課及び下関市役所豊田総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十八年七月十一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 とよたショッピングセンター

所在地 下関市豊田町大字中村五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸和 住所 北九州市小倉北区大手町一〇番一〇号 代表者の氏名 根石 義浩

名称 ショッピングセンター 住所 下関市豊田町大字中村五 代表者の氏名 白石 孝人

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社丸和	株式会社丸和
大規模小売店舗の開店時刻	午前九時	午前零時
大規模小売店舗の閉店時刻	午後八時	午後二時
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午後八時三〇分	午後八時三〇分
大規模小売店舗の閉店時刻	午後八時三〇分	午後八時三〇分
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三〇分	午後八時三〇分

四 届出年月日
平成十八年六月二十九日
五 変更年月日
平成十八年六月三十日

(三七八) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十八年七月十一日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員	土地改良区の名	理事の別	氏名	住所	所
	小野田市後潟土地改良区	理事	西岡 文雄	山陽小野田市大字西高泊二五〇八	三三七一の
			磯部 泰信		二九三七
			大田 雅彦		二四九九
			竹本 昭式		二三一〇の
			川空 忠男		二三〇九
			作花 喜之		二七三三の
			林 光一		三四二五
			福間 武勝		三三一
			大田 剛治		二四九三
			長谷川雄三		二四〇五の
二 退任した役員			磯部 忠男		三二六四の

二 退任した役員	土地改良区の名	理事の別	氏名	住所	所
	小野田市後潟土地改良区	理事	西岡 文雄	山陽小野田市大字西高泊二五〇八	三三七一の
			磯部 泰信		二九三七
			信田 眞治		三三五一
			岡藤 時敬		三二八四の
			大田 雅彦		二四九九
			竹本 昭式		二三一〇の
			川空 忠男		二三〇九
			福間 大輔		三三七一の
			作花 喜之		二七三三の
			大田 剛治		二四九三
			長谷川雄三		二四〇五の
			福間 武勝		三三一

(三七九) 電線共同溝を整備すべき道路の指定

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定しました。

平成十八年七月十一日

山口県知事 二井 関成

道路の種類	路線名	区	間
県道	南岩国停車場磯崎線	岩国市山手町二丁目一〇二の一	地先から地先まで

平成十八年七月十一日印刷
平成十八年七月十一日発行

発行人 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)